

公 示

「移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（平成18年国土交通省令第111号。以下「移動円滑化基準」という。）附則第3条の規定に基づき、関東運輸局長が行う移動円滑化基準の適用除外に係る自動車の認定について、「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領」（平成19年2月5日、関自保第1036号）第12の規定により、関東運輸局管内に使用の本拠を置くものであって、下記1. に示す自動車については、2. に示す条項について基準の適用除外を認定するので公示する。

平成26年 4月 1日

関東運輸局長 又野 己知

記

1. 平成12年11月14日までに道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けた自動車及び平成12年10月31日までに公共交通事業者等が購入する契約を締結し、平成13年3月31日までに当該公共交通事業者等が新たにその事業の用に供する自動車であって、公共交通事業者等が中古自動車として新たにその事業の用に供するもの
2. 移動円滑化基準第37条第2項、第38条第1項、第39条から第41条